

# 北 斗 市 地 域 公 共 交 通 会 議

平成19年10月22日(月)

午前9時30分～

市役所 1階 大会議室

## < 会議次第 >

1 . 開 会

2 . 委嘱状交付

3 . 市長挨拶

4 . 協議事項

(1) 会長の互選について

(2) 副会長の互選について

(3) 地域公共交通会議について

(4) 市内循環バス路線の運行計画について

(5) その他

## 北斗市地域公共交通会議委員名簿

### 【構成及び委員】

	氏名	所属	役職
1	小林 篤	北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官
2	古屋 義則	渡島支庁	地域政策部地域政策課長
3	福田 次男	函館土木現業所	事業部事業課施設保全室長
4	塩入 信一	函館中央警察署	交通第一課長
5	森 健二	函館バス(株)	取締役バス事業部長
6	高田 秀雄	(株)新星ハイヤー	代表取締役
7	梅木 茂八郎	(有)しんわ交通	副社長
8	工藤 利夫	函館地区バス協会	事務局長
9	大岩 伸一	函館地区交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
10	澤口 文裕	北海道上磯高等学校	学校長
11	小林 久人	北海道大野農業高等学校	学校長
12	萬年 清文	大野地区町内会ブロック協議会	会長
13	土田 孝市	中央地区町内会連絡協議会	会長
14	菊地 ヤス子	社会教育委員	
15	小川 俊一	社会福祉協議会	副会長
16	磯部 正博	社会福祉協議会	副会長
17	藤井 義洋	北斗市	総務部長

### 【バス路線の運行主体(予定)事業者】

		代表者	所在地
1	函館バス(株)	代表取締役社長 寺坂 伊佐夫	函館市高盛町
2	(株)ノースジャパン	取締役会長 出町 捷敏	北斗市村山

**協議事項 1**

**会長の互選について**

**協議事項 2**

**副会長の互選について**

### 協議事項 3

北斗市内を循環運行するバス交通の確保を検討するための地域公共交通会議の運営等に関する主要事項について

#### 北斗市地域公共交通会議について

##### 1 背景

- ・平成15年10月の旧町の段階において、次の2路線が廃止されたことにより、平成18年2月1日の合併以後においては、旧町の市街地を連結する公共交通がない状況にある。

路線名	運行状況	乗車密度	輸送量
千代田線	3.5回	5.0人	15.0人
清川・文月線	2回	5.0人	10.0人

上記は、平成15年度実績（H14.10月～H15.9月）

##### 2 設置目的

- ・北斗市内を循環運行する公共交通の確保について、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

##### 3 協議事項

- ・交通会議は、次の事項を協議する。
  - ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金・運行主体の選定及び利便性の確保等に関する事項
  - イ 交通会議の運営方法その他必要と認める事項

#### 4 交通会議の構成

- ・交通会議の委員は17人以内とし、市長が委嘱する。
  - ア 北斗市長の指名する職員
  - イ 渡島支庁長の指名する職員
  - ウ 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員
  - エ 一般旅客自動車運送事業者
  - オ 函館地区バス協会の指名する者
  - カ 住民又は利用者の代表
  - キ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の指名する者
  - ク 道路管理者の指名する職員
  - ケ 函館中央警察署長の指名する職員
  - コ 学識経験者

#### 5 交通会議の委員の任期

- ・委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### 6 交通会議の運営

- ・交通会議の運営は次のとおりとする。
  - ア 会長、副会長を各1名おくものとし、委員の互選により選出する。
  - イ 交通会議の議決の方法は会議出席委員の過半数で決し、可否同数の場合のときは、会長の決するところによる。
  - ウ 交通会議が行う運行主体の選定にあたり評価を実施する際に、当該評価を受ける運行主体に関係する者が交通会議の委員である場合は、当該委員を除いて評価及議決を行うものとする。
  - エ 交通会議を構成する関係機関、関係事業者及び市内高校の委員については、やむを得ない場合に限り委員の代理出席者を委員と認めるものとする。
  - オ 交通会議は原則公開とする。
  - カ 交通会議の庶務は、総務部企画課が処理する。

## 7 協議結果の取扱い

- ・ 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

## 8 その他

- ・ その他交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。
- ・ 別に交通会議運営指針を規定する。
- ・ 交通会議に幹事会などは設置しないものとする。
- ・ 民間委員には謝礼として5,000円を支給する。

## 1 地域公共交通会議の目的

北斗市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、市内を循環運行する公共交通の確保について、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、利用者の利便性の確保・向上などその他必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

## 2 地域公共交通会議の設置及び運営

- (1) 交通会議の設置及び運営に当たっては、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 161 号）及び「本道における地域公共交通会議の設置及び運営について」（平成 18 年 11 月 6 日申し合わせ北海道運輸局・北海道）を踏まえ、設置及び運営を行うものとする。
- (2) 交通会議の設置においては、設置した旨を公表するものとする。
- (3) 交通会議の議事概要の公表は、総務部企画課、総合分庁舎及び支所の各窓口並びに市ホームページにおいて公表するものとする。この場合の公表内容は、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等とするものとする。

## 3 協議を行うに当たっての具体的指針

交通会議においては、次の(1)及び(2)に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的な協議を行うものとする。なお、協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金・運行主体の選定等に関する事項

上磯地区と大野地区の市街地を結ぶ適切な公共交通を確保することによって市民の一体感の醸成を図るとともに、地域住民の生活に必要な乗合旅客輸送の確保、利便性の向上を図るため、路線定期運行を基本に

整合性のとれた地域交通ネットワークが構築されるよう留意しなければならない。

#### 運行の態様

地域の実情に応じた適切な運行の態様について、路線定期運行を基本に協議を行うものとする。

#### 運賃及び料金

交通会議で合意した運賃及び料金については、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項第 4 号の規定により、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りるとされている。

このことから、運賃及び料金の種類、額、適用方法については、社会的経済的事情に照らし利用者に過度の負担を強いることがないこと、また、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、特定の旅客に差別的な取扱いがなされないこと等に留意しつつ、適切な内容であることを協議しなければならない。

#### 事業計画（路線、営業区域、使用車両等）

路線や営業区域については、二つの市街地を結び、かつ、運行目的を達成するために適切な経路の路線であることを協議しなければならない。

また、営業区域については、旅客の発地又は着地のいずれかが営業区域内にあることを要する。

なお、使用車両数については、計画車両数だけでなく、事業遂行能力の観点から、車検、定期点検、事故等の発生に備えた予備車両の状況（予備車両の必要性も含む）も考慮しなければならない。

#### 運行計画

交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング（規制緩和されて民間企業が新規参入する際、収益性の高いところにサービスを集中させること）的運行については弾力的に取扱うこととされているが、利用者利便や安全の確保を無視した運行時刻の設定が行われないようにしなければならない。

なお、運行回数、運行時刻及び運行経路の変更については、交通会議に報告しなければならない。

## 路線又は営業区域の休廃止等

市内を循環する路線は収支不足が見込まれ市が補助を行う予定であることも踏まえ、地域に即した公共交通の検討とともに、運行を廃止するにあたっての基準も協議するものとする。

### (ア) 路線定期運行

交通会議の協議結果に基づく輸送サービスに係る路線の休止又は廃止についても交通会議において協議するものとする。

なお、交通会議の協議結果に基づき路線を休止又は廃止する場合は、交通会議が地域協議会の分科会として位置付けられている場合及び利用者の利便を阻害しないと北海道運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合に限り、30日前までに届出できることとされていること。  
(通常は6ヶ月前までに提出)。

### 運行主体の選定

運行主体の選定に当たっては、「地域住民の生活交通を確保するための輸送サービスの運行主体の選定に関する方針」を踏まえ、適切な選定を行わなければならない。

### その他必要と認められる措置

上記以外の事項についても、必要に応じ、運行しようとする者等から説明を求めるなどにより協議しなければならない。

## (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

輸送サービスの変更等の交通会議が必要と認める事項について協議を行う。

## 4 交通会議の合意

### (1) 交通会議における合意の方法

交通会議において協議が調った場合に、交通会議における合意があったものとみなす。交通会議の協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分議論を尽くして行うものとする。

交通会議はその協議が調った場合、交通会議において協議が調っていること証する書類(法施行規則第9条第2項又は法施行規則第51条の3

第4号に規定する書類)を申請者(届出者)に対し交付するものとする。

## 5 市内循環バス運行開始後における市長の役割

交通会議を主宰する市長は、一般乗合旅客自動車運送事業に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者等からの苦情その他に対応するため、次のとおり連絡窓口を設置するものとする。

(北斗市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

北斗市市役所総務部企画課

連絡先：TEL 0138-73-3111

FAX 0138-73-6970

担当：工藤、石川

交通会議を主宰する市長は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、輸送の安全の確保等を通じ適切な運営を確保するため、交通会議の構成員に通知するとともに、交通会議で対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

交通会議において必要な指導を行ったにもかかわらず、協議が調っている事項に関し、一般乗合旅客自動車運送事業者がこれに従わない場合や、相違した運行を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるもの、死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、市長は管轄する運輸支局等に連絡を行う等相互に密接な連携を図り対応を協議するものとする。

## 地域住民の生活交通を確保するための輸送サービスの運行主体の選定方針について

北斗市地域公共交通会議が行う運行主体の選定に当たっては、この方針に基づき行うものとする。

また、運行主体の選定にあたって、地域住民から高い評価を得るためには、運営の多寡のみを基準に評価することなく、安全性の向上、利用者利便の向上、環境の保全等様々な観点からの評価も併せて重視するものとする。

### 1. 総合的な評価の手法

北斗市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）が行う運行主体の選定に当たっては、この方針による「評価基準」によるものとし、評価は、客観性を確保するため点数化することを原則とする。ただし、点数の設定が困難であると認められる場合には定性的に判断することもできるものとする。

### 2. 評価値の計算方法・落札者の決定方式

交通会議は、評価を点数化する場合に、以下のいずれかの方法を選択し、落札者を決定するものとする。なお、点数化することが困難である場合には、提案書をもとに事業者を総合的に判断するものとする。

#### 加算方式

価格要素の点数に、非価格要素の点数を加えて総合点として最高得点者を事業者に決定する方式で、点数を次の評価要素に配分するものとする。

#### (ア) 価格要素

- ・ 運賃、運行経費

#### (イ) 非価格要素

- ・ 収益の拡大策、安全確保方策、利用者利便の確保方策、環境保全への取り組み

点数の配分は、対象となる輸送サービスの性格、地域の実情等に応じて、市長が必要度や重要度を判断して決定するものとする。

## 除算方式

非価格要素の提案内容を審査した評価点数を提案額(運行経費)で除した値を総合点として最高得点者を事業者に決定する方式。

$$\text{評価値} = \text{評価点数} / \text{運行経費}$$

## 3. 評価要素項目

見積もられる経費及び収益拡大策以外の評価要素の項目については、以下のとおりとする。

### 安全確保方策

- ・国土交通省による処分の状況
- ・重大事故の発生の状況(過去3年間)  
(重大事故とは自動車事故報告規則第2条の事故をいう。)
- ・運行管理体制の状況
- ・車両整備の体制
- ・適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画
- ・休憩仮眠施設の状況

### 旅客の利便の確保方策

- ・事故時の処理体制
- ・事故時の損害賠償能力
- ・災害発生時等緊急時の対応能力
- ・予備車両の状況
- ・高齢者、障害者等への配慮
- ・利用者に対する情報提供の体制
- ・苦情対応体制
- ・他の交通機関とのネットワーク構築に向けた取り組み

### 環境保全への取り組み

- ・低公害車の導入状況
- ・省エネルギーへの取り組み状況

なお、市長は、上記の評価要素項目について、地域の実情、運行の形態等に応じて交通会議から追加・変更に関する提案を受けた場合に、その追加・変更が必要と認めるときは、評価要素項目を変更することができるものとする。

#### 4 . その他

北斗市地域公共交通会議設置要綱第 5 条第 7 項の規定により、交通会議が行う運行主体の選定にあたり評価を実施する際に、当該評価を受ける運行主体に関係する者が交通会議の委員である場合は、当該委員を除いて評価及び議決を行わなければならない。

< 参考 > 地域公共交通会議のスケジュール

時 期	内 容	備 考
H19.10.22	第 1 回地域公共交通会議の開催	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長、副会長の互選</li> <li>・ 地域公共交通会議について</li> <li>・ 市内循環バス路線の運行計画について (説明、質疑応答)</li> </ul>	
H19.11 月(中)	第 2 回地域公共交通会議の開催	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回協議事項の協議、決定</li> <li>・ バス停留所の設置箇所について</li> <li>・ 運行主体の選定の評価方法について</li> </ul>	
第 3 回開催前	事業者からの運行計画等の提出	
H19.12 月(上)	第 3 回地域公共交通会議の開催(合意)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の運行計画等について</li> <li>・ 運行主体の選定について</li> </ul>	
H19.12 月(下)	新規許可申請書の提出、運賃・料金属出	
H20. 2 月(下)	乗合事業許可処分	
H20. 3 月(中)	市内循環バス利用促進組織設立	
H20. 4 月 1 日	運行開始予定日	
(未 定)	運行計画等に関する住民説明	

## 協議事項 4

### 市内循環バス路線の運行計画について

#### 1 運行目的

平成18年2月1日の合併により誕生した北斗市では、イベントなど各種の市民交流により、市民の一体感の醸成も着実に高まりを見ています。

しかし、市民交流において重要な役割を担う公共交通は、平成15年10月の旧両町の段階において、二つのバス路線(千代田線、清川文月線)が廃止され、合併後は上磯地区と大野地区の市街地を直接的に結ぶ路線がない状況にあります。

このことから、両地区の市街地を効率的な経路で運行する公共交通を確保し、市民交流の促進と上磯高校及び大野農業高校への通学手段の確保を図ることを目的とする。

#### 2 運行区間及び運行経路

##### (1) 運行区間及び運行経路の設定の考え方

運行区間等は、上磯地区と大野地区の市街地を可能な限り短時間で移動できる区間及び経路を設定し、運行の様子は多様な市民活動に対応できる公共交通とするため路線定期運行とする。

運行経路は、次の事項に応じて設定する。また、設定にあたっては、できる限り既存のバス路線との競合区間が生じないように設定する。

ア 高校の通学にあわせた時間、経路

イ 午前にかかれる会議の開始及び終了にあわせた時間、経路

ウ 午前のその他の市民活動にあわせた時間、経路

エ 午後にかかれる会議の開始及び終了にあわせた時間、経路

オ 午後のその他の市民活動にあわせた時間、経路

カ 高校の下校にあわせた時間、経路

##### (2) 停留所の設置の考え方

停留所の設置にあたっては、次の事項を考慮し設置する。

ア 交通安全及び道路管理の面において問題がないこと

イ 旧路線における設置箇所を勘案すること

ウ バス停留所間の距離は、沿線地区の住戸状況を勘案して概ね1km以内とすること

(3) 運行経路(系統)

< ゴシックは原則的な経路上の地点 >

	循環 (総合運動公園発)	循環 (分庁舎発)
運行時間帯	7:30 ~ 9:30	7:50 ~ 9:25
起点～終点 (運行経路)	(往路) 富川会館(7:30)～上磯駅前～上磯小～一本木～大野中～大野橋～公民館～分庁舎(8:10)  (復路) 分庁舎(8:55)～公民館～向野～文月～清川～文化センター・市役所～上磯駅前～運動公園(9:30)	(往路) 分庁舎(7:50)～鹿島橋～向野～文月～清川～文化センター・市役所～上磯駅前～運動公園(8:26)  (復路) 運動公園(8:48)～文化センター・市役所～久根別駅前～一本木～大野中～分庁舎～公民館(9:25)
路線距離	26.5 km (往路) 14 km (復路) 12.5 km	26 km (往路) 13.5 km (復路) 12.5 km
走行時間	往路(富川～分庁舎) 40分 復路(分庁舎～運動公園) 35分	往路(分庁舎～運動公園) 36分 復路(運動公園～公民館) 37分
利便性	(往路) ・富川方面から上磯中への通学 ・一本木方面から大野中への通学 ・上磯地区から大野農業高校への通学 ・上磯地区から大野地区への通勤  (復路) ・大野地区から上磯地区への移動	(往路) ・大野地区から上磯高校への通学 ・大野地区から上磯地区への通勤  (復路) ・上磯地区から大野地区への移動

	公民館行き (総合運動公園発)	運動公園行き (分庁舎発)
運行時間帯	10:00 ~ 10:33	10:00 ~ 10:38
起点～終点 (運行経路)	運動公園～上磯駅前～文化センター・市役所～一本木～せせらぎ温泉～分庁舎～公民館	分庁舎～向野～せせらぎ温泉～一本木～文化センター・市役所～上磯駅前～運動公園
路線距離	12 km	14 km
走行時間	33分	38分
利便性	・上磯地区から大野地区への移動	・大野地区から上磯地区への移動

	循環 (総合運動公園発)	循環 (公民館発)
運行時間帯	12:00 ~ 13:14	11:55 ~ 13:14
起点～終点 (運行経路)	(往路) 文化センター・市役所(12:00)～一本木～せせらぎ温泉～向野～公民館～分庁舎(12:26)  (復路) 分庁舎(12:40)～せせらぎ温泉～一本木～文化センター・市役所～上磯駅前～運動公園(13:14)	(往路) 公民館(11:55)～分庁舎～向野～せせらぎ温泉～一本木～文化センター・市役所～上磯駅前～運動公園(12:28)  (復路) 運動公園(12:40)～文化センター・市役所～一本木～せせらぎ温泉～分庁舎～公民館(13:14)
路線距離	21.5 km (往路) 10.5 km (復路) 11 km	24 km (往路) 12 km (復路) 12 km
走行時間	往路(市役所～分庁舎) 26分 復路(分庁舎～運動公園) 34分	往路(公民館～運動公園) 33分 復路(運動公園～公民館) 34分
利便性	(往路) ・上磯地区から大野地区への移動  (復路) ・大野地区から上磯地区への移動	(往路) ・大野地区から上磯地区への移動  (復路) ・上磯地区から大野地区への移動

	公民館行き (総合運動公園発)	運動公園行き (公民館発)
運行時間帯	14:00 ~ 14:33	14:00 ~ 14:35
起点～終点 (運行経路)	運動公園～上磯駅前～文化センター・市役所～一本木～せせらぎ温泉～分庁舎～公民館	公民館～分庁舎～せせらぎ温泉～文月～清川～文化センター・市役所～上磯駅前～運動公園
路線距離	12 km	12 km
走行時間	33分	35分
利便性	・上磯地区から大野地区への移動	・大野地区から上磯地区への移動

	循環 (総合運動公園発)	循環 (分庁舎発)
運行時間帯	15:25 ~ 17:46	15:20 ~ 17:25
起点～終点 (運行経路)	(往路) 運動公園(15:25)～上磯駅前～文化センター・市役所～清川～せせらぎ温泉～分庁舎～公民館(16:00)  (復路) 分庁舎(16:55)～公民館～せせらぎ温泉～大野中～一本木～久根別駅前～文化センター・市役所～運動公園～富川会館(17:46)	(往路) 分庁舎(15:20)～公民館～せせらぎ温泉～大野中～一本木～久根別駅前～文化センター・市役所～運動公園～富川会館(16:11)  (復路) 運動公園(16:50)～上磯駅前～文化センター・市役所～清川～文月～せせらぎ温泉～分庁舎～公民館(17:25)
路線距離	28km (往路)12km (復路)16km	28.5km (往路)16.5km (復路)12km
走行時間	往路(市役所～公民館)35分 復路(分庁舎～富川会館)51分	往路(分庁舎～富川会館)51分 復路(運動公園～公民館)35分
利便性	(往路) ・上磯高校から大野地区への帰路 ・上磯地区から大野地区への帰路  (復路) ・大野農業高校から上磯地区への帰路 ・大野中から一本木地区への帰路 ・上磯中から富川方面への帰路 ・大野地区から上磯地区への帰路	(往路) ・大野農業高校から上磯地区への帰路 ・大野中から一本木地区への帰路 ・上磯中から富川方面への帰路 ・大野地区から上磯地区への帰路  (復路) ・上磯高校から大野地区への帰路 ・上磯地区から大野地区への帰路

	公民館行き (総合運動公園発)	運動公園行き (分庁舎発)
運行時間帯	18:00 ~ 18:35	18:00 ~ 18:39
起点～終点 (運行経路)	運動公園～上磯駅前～文化センター・市役所～清川～せせらぎ温泉～分庁舎～公民館	分庁舎～せせらぎ温泉～大野中～一本木～久根別駅前～文化センター・市役所～運動公園
路線距離	12km	12.5km
走行時間	35分	39分
利便性	・上磯高校から大野地区への帰路 ・上磯地区から大野地区への帰路	・大野農業高校から上磯地区への帰路 ・大野地区から上磯地区への帰路

運行経路図(別紙資料)  
 停留所の設置箇所は第2回開催時に資料提出予定

### 3 運賃の額及び適用方法

区分	運賃の額（上限）	乗り継ぎ
小学生以上	1人200円	当日に限り乗り継ぎ1回分は無料
未就学児童	1人100円	当日に限り乗り継ぎ1回分は無料

参考：循環バス運賃の事例（函館バス運行）

区間	運賃（大人）
ニューバスパ（共愛会病院前～鍛冶温泉～共愛会病院前）	200円
リング（神山線）	100円
リング（美原線）	100円
湯の川ハッチ	200円
レクサ五稜郭	100円
レクサ元町	100円
レクサ100（市立函館病院～パポッツ前）	100円

### 4 運行回数及び運行車両

#### （1）運行日

毎日運行（ただし、12月31日～1月5日を除く）

#### （2）運行本数

起点地区名	コース	運行本数	総運行距離
上磯地区	循環コース	3周（6便）	76.0km
	分庁舎・公民館行きコース	3便	36.0km
大野地区	循環コース	3周（6便）	78.5km
	分庁舎～運動公園コース	3便	38.5km
計	循環コース	6周（12便）	154.5km
	運動公園行きコース	6便	74.5km
総計		18便	229.0km

#### （3）運行車両

小型バス車両 2台

## 5 運行時間

### 通常日

午前 7 時台 ~ 午後 6 時台

### 土・日・祝日

午前 10 時台 ~ 午後 6 時台とし、循環コースを除く。

### 学校の休業期間

午前 8 時台 ~ 午後 5 時台

## 6 運行を廃止する場合の基準設定

### (1) 廃止の基準

#### 廃止が運行主体の申出による場合

毎年 12 月までに申出があった場合は、翌年の 4 月以降の運行を廃止

#### 廃止が北斗市の判断による場合

社会情勢の変化又は財政状況の変化により、補助金支出の翌年度以降の継続が困難と判断される場合は、当該翌年度からの運行を廃止

### < 参考：収支関係 >

運行経費をキロ当たり 250 円と仮定した場合

#### ア 1 日当りの運行経費

57,250 円 (250 円 × 229 km)

#### イ 年間運行経費 (359 日、全日 229km 相当)

約 20,500 千円

#### ウ アの運行経費との収支均衡が図れる利用者数

1 日当たり 287 人、1 便当たり 16 人

## 7 運行主体の選定

### (1) 運行主体の選定方針 (協議事項 3 による)

### (2) 選定までの手順

#### ア 運行計画の決定

#### イ 運行計画に基づくバス事業者からの運行計画等の提案

#### ウ 評価・選定